



# 消防団の組織概要

令和3年4月1日現在

都道府県名	栃木県	所在地	〒328-0012		
市町村名	栃木市		栃木県栃木市平柳町一丁目34番5号		
消防団事務所管	栃木市消防本部消防総務課	電話番号(直通)	0282-23-3527	FAX	0282-22-6766
消防団名	栃木市消防団	メールアドレス	syoubou02@city.tochigi.lg.jp		

組織	分団数	32	分団	ホームページURL	https://www.city.tochigi.lg.jp/shoubou/				
	うち機能別分団数	0	分団	SNSアカウント					
	方面隊数	0	隊						
	部数	42	部	<p>【組織概要図】</p> <pre> graph LR     A[団本部] --- B[本部分団]     B --- C[女性分団]     B --- D[栃木第1～7分団]     B --- E[栃木第8～10分団]     B --- F[栃木第11分団]     B --- G[栃木第12分団]     B --- H[大平第1分団]     B --- I[大平第2分団]     B --- J[大平第3分団]     B --- K[藤岡第1～4分団]     B --- L[都賀第1分団]     B --- M[都賀第2,3分団]     B --- N[都賀第4分団]     B --- O[西方第1,2分団]     B --- P[西方第3分団]     B --- Q[西方第4分団]     B --- R[岩舟第1分団]     B --- S[岩舟第2分団]     B --- T[岩舟第3分団]          E --- E1[第1～3部]     F --- F1[第1～4部]     G --- G1[第1～3部]     H --- H1[第1～3部]     I --- I1[第1,2部]     J --- J1[第1～3部]     K --- K1[第1,2部]     L --- L1[第1,2部]     M --- M1[第1,2部]     N --- N1[第1,2部]     O --- O1[第1,2部]     P --- P1[第1,2部]     R --- R1[第1,2部]     S --- S1[第1,2部]     T --- T1[第1,2部]                 </pre>					
	班数	76	班						
団員数	条例定数	1,021	人						
	実員数	1,000	人						
	男性団員数	982	人						
	女性団員数	18	人						
	基本団員数	982	人						
	大規模災害団員数	0	人						
	その他の機能別団員数	18	人						
職業構成別団員数	国家公務員	2	人						
	地方公務員	69	人						
	都道府県職員	10	人						
	市区町村等職員	59	人						
	特殊法人等公務員に準ずる職員	13	人						
	農協職員	8	人						
	日本郵政グループ	5	人						
その他	911	人							
ポンプ	普通消防ポンプ自動車	38	台						
	水槽付消防ポンプ自動車	3	台						
	小型動力ポンプ付積載車	16	台						
	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)		台						
	手引き動力ポンプ		台						
消防団活動事例・PR等	<p>栃木市消防団は、地域に住んでいる人、働いている人によって組織されています。「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、火災や災害が発生した際には、自宅や職場から災害現場に駆けつけます。</p> <p>年間の主な行事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4月 入退団式</li> <li>○ 6月 夏季点検・水防訓練(隔年で実施)</li> <li>○ 7月 操法大会(隔年で実施)</li> <li>○ 10月 内点検・通常点検</li> </ul> <p>※栃木市消防団では、女性消防団員も活躍しています！</p>								
報酬	報酬額(階級:団員)	年額	67,000	円					
	(参考)交付税単価(階級:団員)	年額	36,500	円					
出動手当	火災	☆	円						
	風水害等の災害	☆	円						
	(参考)交付税単価	7,000	円/回						

※1:「消防団の組織概要等の調査」による

※2:出動手当について、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。

もともと、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、○時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で○円や一定時間以上で○円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。

※3:詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。